

2026年3月2日

〒222-0034

神奈川県横浜市港北区岸根町660番地19

合同会社 Happy horse

代表社員 東 博文 様

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォ
レシア9F

SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

質問状

SAAFホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年1月31日時点の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）に記載された一部の株主（以下「本特定株主ら」といいます。）に関し、当社が2026年2月25日開催の取締役会においてその導入を決議した「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」（以下、買収への対応方針を「本買収防衛策」といいます。）に定める「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（いわゆる共同協調行為）に該当する行為が行われている疑いがあると判断しました。

そこで、当社は、同日開催の当社取締役会において、①本買収防衛策の導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本買収防衛策の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決議するとともに、②共同協調行為等の有無確認のため、独立委員会へ諮問いたしました。

さて、貴社は、本株主名簿において、当社株式229,400株（0.93%）を保有する株主として記載されておりますところ、当社取締役会は、貴社が本特定株主として当社株式の買集めに関与した可能性を認識しております。

つきましては、当社において貴社が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2026年3月9日（月）までに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。**ご回答の際は、貴社代表者の署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承願います。

受付通番：G02080348000100000 号

1/4 頁





(1) 貴社及び関連法人・関係者の概要

- ・ 貴社の沿革、資本構成、出資者の氏名・構成比、資金の貸借関係の有無。
- ・ 主要な取引先及び顧問・助言者（法務・財務・投資等）。
- ・ 他の投資事業組合やファンドとの関係がある場合は、その名称及び関与内容。

(2) 当社株式の取得経緯

- ・ 当社株式の取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得または処分の状況、なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。
- ・ 当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含む）。

(3) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・ 第三者との間で、株式取得・議決権行使、提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・ 特に、下記のとおり貴社及び貴社代表社員の東博文氏（以下「東氏」といいます。）と人的関係性を有していること等から一定の関係が存在することが合理的に疑われる、①株式会社情報システム総合研究所（以下「情報システム総合研究所」といいます。）、②情報システム販売株式会社（以下「情報システム販売」といいます。）、③合同会社 YN 企画（以下「YN 企画」といいます。）、④ファーストメイク・リミテッド株式会社（注 1。以下「ファーストメイク・リミテッド」といいます。）、⑤アジア開発キャピタル株式会社（注 2。以下「アジア開発キャピタル」といいます。）、及び⑥山海関株式会社（以下「山海関」といいます。）については、これら①から⑥までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員組合員その他構成員が他方の従業員組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(ア) YN 企画及び情報システム総合研究所の代表である櫻井重彰氏（以下「櫻井氏」といいます。）は、abc 株式会社（旧 GFA 株式会社、以下「GFA」といいます。）の取締役である ████████ 氏が証券会社に勤務していた時代の顧客であり、貴社の代表社員である東博文氏も ████████ 氏が証券会社勤務時代から旧知の間柄であること

(イ) ファーストメイク・リミテッドの元取締役等として、同社の代表取締役である ████████ 氏と行動を共にしていた ████████ 氏の住所が、貴社の本店所在地になっていること

(ウ) 以前情報システム総合研究所の代表取締役であった ████████ 氏は、ファーストメイク・リミテッドから多



額の金銭を借り受けていたという関係性があること

- (エ) 情報システム販売は、櫻井氏が代表者を務める情報システム総合研究所に製造開発を行わせているという関係性があること
- (オ) 貴社が2025年11月21日付で株式会社地域新聞社に対して提出した回答書に、主要な取引先として「ワンアジア証券」と記載されており、同社がアジア開発キャピタルの連結子会社であるワンアジア証券株式会社（現社名はデジタルアセット証券株式会社）であるならば、同社代表取締役の■■■■氏は、当社 SAAF ホールディングスの元執行役員事業戦略部長であること
- (カ) アジア開発キャピタルが2023年6月22日に提出した有価証券届出書に、第三者割当の場合の特記事項として、同社代表取締役の徐天雄氏を割当予定先とし、当該資金が株式会社ケーエムケーワールド及び山海閣からの借入であるとの記載があること
- (4) 実質的支配者情報
- ・ 貴社の実質的支配者・株主(Beneficial Owner)の氏名・住所・国籍等の開示。なお、実質支配者が法人である場合、当該法人を支配する自然人まで遡って実質支配者をご回答ください。
 - ・ 法務局に提出した「株主リスト」の写しを添付。
 - ・ 法務局に届出済みの場合は「実質的支配者情報・一覧(B0リスト)」の写しを添付。
- (5) 当社経営への関与方針
- ・ 当社に対する提案行為又は経営関与（取締役選任、資本提携、事業提携等）の意図の有無。
 - ・ 今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。
- (6) 金融ファクシミリ新聞（2026年2月10日付第9202号）の記事に関する質問
- ・ 当社に関する金融ファクシミリ新聞の記事では「元社長の前俊守氏が同社の取締役7人全員の解任と、自身を含む新たな取締役の選任を求め、臨時株主総会の招集を請求、前氏は支援者とともに、既に3割程度の議決権を確保するメドが立ったもようだ。」「前氏が投資会社などと着々と株を買い集めていることが背景にあり、前氏は最終的には4割程度の議決権を確保する狙いを明らかにしている。」とのことですが、上記記事における前俊守氏による当社株式の買い集め行為への貴社、役員又は従業員の関与の有無、その認識及びその詳細についてご回答ください。
 - ・ また、貴社と前俊守氏との間の関係性についてご回答ください。

以上

注1) ファーストメイク・リミテッドは、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務（アドバイザー業務）で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）66条の14第1号二、金商法40条2号に基づく同府令281条3号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である■■■■氏が、併せて、株式会社オプトロムによる有価証券届出書の虚偽記載への加担（増資引受先紹



介者としての名義貸し＝真の紹介者である株式会社イブロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾)につき、金商法 51 条に該当したとして、2016 年 3 月 28 日証券取引等監視委員会の勧告に基づき、関東財務局より 3 か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところです(2016 年 3 月 25 日「ファーストメイク・リミテッド株式会社に対する行政処分について」(<https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160325-5.html>) 及び「証券取引等監視委員会の活動状況」(平成 28 年 6 月、https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_27/n_27c.pdf。219~220 頁参照)。

注2) アジア開発キャピタルは、架空循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、同社は関東財務局長に対し、金融商品取引法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載」がある以下の有価証券報告書及び四半期報告書を提出した(「重要な事項につき虚偽の記載」の内容は別紙 1 の表の番号 1 から番号 6 のとおり)として、金融商品取引法に基づく開示規制の違反について法令違反の事実が認められ、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、証券取引等監視委員会より金融庁に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行いました。違法行為について金融商品取引法に基づく課徴金の額は 1,500 万円です。

- ・平成 30 年 3 月期有価証券報告書(平成 30 年 6 月 28 日提出)
- ・平成 30 年 6 月第 1 四半期四半期報告書(平成 30 年 8 月 14 日提出)
- ・平成 30 年 9 月第 2 四半期四半期報告書(平成 30 年 11 月 14 日提出)
- ・平成 30 年 12 月第 3 四半期四半期報告書(平成 31 年 2 月 14 日提出)
- ・平成 31 年 3 月期有価証券報告書(令和元年 6 月 26 日提出)
- ・令和元年 6 月第 1 四半期四半期報告書(令和元年 8 月 14 日提出)

(2022 年 6 月 17 日「アジア開発キャピタル株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告について」https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2022/2022/20220617-1.html 参照)



差出人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目 2 番 2 4 号豊洲フォレシア 9 F
SAAF ホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

受取人 〒222-0034
神奈川県横浜市港北区岸根町 6 6 0 番地 1 9
合同会社 Happy horse

代表社員 東 博文様



この郵便物は令和 8 年 3 月 2 日
第 13275241851 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番 : G02080348000100000 号

